

第八十四号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ中「第二条の四の規定に該当する場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下このにおいて同じ。）
において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特

定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号八を削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及び八に掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあっては八に掲げる場合に該当する場合）当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日と

された日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ
うとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職
員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が
当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）にお
いて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳
到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当し
てする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後で
ある場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をし
ている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務
のために特に必要と認められる場合として区規則で定める場合に該当する
場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職
員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が
当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の
期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場
合

第二条の四を次のように改める。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしていない場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として区規則で定める場合に該当する場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間に

においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引続きいて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、付則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第一項第五号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一項第三号イ、第二条の三第一項第三号、第二条の四第一項又は第三条第一項第七号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

非常勤職員の子の出生後八週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、

非常勤職員の子が一歳以降の育児休業の取得を柔軟化するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。